

# 個人情報保護法の最新事情 ～令和2年改正法のポイント～



令和4年2月18日

牧野総合法律事務所弁護士法人  
弁護士 森 悟史

本資料を引用する際は、次のようにお願いします：  
社会データ構造化センター・牧野総合法律事務所（2022）「個人情報保護法の最新事情～令和2年改正法のポイント～」  
データサイエンス共同利用基盤施設。（必要に応じて、URL,参照日）

# 1 令和2年改正法の概要

## ①本人の権利強化

- ・ 利用停止・消去等請求権の対象拡大
- ・ 保有個人データの開示方法の拡大
- ・ 第三者提供記録の開示
- ・ 保有個人データの範囲拡大
- ・ オプトアウト規制強化

## ②事業者の責務

- ・ 漏えい等の報告・通知義務化
- ・ 不適正利用の禁止

## ③データの利活用

- ・ 仮名加工情報の創設・義務の緩和
- ・ 個人関連情報の第三者提供の規制

## ④ペナルティ強化

- ・ 法定刑の引き上げ
- ・ 法人重科

## ⑤法の域外適用・越境移転

- ・ 外国事業者への適用
- ・ 外国への第三者提供の際の情報提供

## 2 本人の権利強化①

### 利用停止・消去等請求権の対象拡大

これまでは i ~ iv の場合にのみ認められていたものが、改正法により v ~ viii が追加（35条）

- i 本人の同意を得ず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用している場合
- ii 偽りその他不正の手段により取得した場合
- iii 本人の同意なく第三者提供した場合
- iv 外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく外国の第三者に提供した場合
- v 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用の場合
- vi 保有個人データを利用する必要がなくなった場合
- vii 漏えい、滅失、毀損の事案が生じた場合
- viii 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

※ 35条は、国立大学、国立研究所、県立大学等には適用なし（58条1項、2項）。その代わりに、国立大学、国立研究所、県立大学等については、行政機関等に対する利用停止等請求の規定（第5章第4節第3款）が適用（125条1項、2項）。

### 3 本人の権利強化②

#### 保有個人データの開示方法の拡大

これまで開示は、書面の交付による方法のみ。

改正法では、本人は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他当該個人情報取扱事業者の定める方法を選択できる（33条1項、規則30条）。

もともと、多額の費用を要する場合その他当該方法による開示が困難な場合には、書面による交付でOK（33条2項括弧書）。

ただし、GDPR（一般データ保護規則）20条で規定されているデータポータビリティが認められたわけではない。

※33条2項は、国立大学、国立研究所、県立大学等には適用なし（58条1項、2項）。その代わりに、国立大学、国立研究所、県立大学等については、行政機関等に対する利用停止等請求の規定（第5章第4節第3款）が適用（125条1項、2項）。行政機関等が行う開示は、当該保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う（87条1項）。

## 4 本人の権利強化③

### 第三者提供記録の開示

事業者は、第三者へ個人データを提供する場合、又は提供を受ける場合において、記録（第三者提供記録）を作成しなければならない（変更なし）。

改正法により、本人は、第三者提供記録の開示を請求することができる（33条5項）。

※33条5項は、国立大学、国立研究所、県立大学等には適用なし（58条1項、2項）。また、第三者提供記録については、27条1項各号に該当する場合には、作成義務なし。27条1項5号から7号までにおいては、学術研究機関等が、学術研究の成果を公表・教授するためやむを得ないとき、学術研究目的で個人データを提供する必要があるとき、第三者が学術研究機関等であって学術研究目的で個人データを取り扱う必要があるときが挙げられているので、私立大学であっても、27条1項5号から7号に該当する場合、第三者提供記録作成義務、開示義務なし。

## 5 本人の権利強化④

### 保有個人データの範囲拡大

保有個人データ・・・事業者が、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権利を有する個人データ（16条4項）

これまでは、6か月以内に消去するデータは保有個人データに該当しないとされていた。改正法により、期間制限を廃止。短期間に消去される個人データであっても、保有個人データに当たることになった。

## 6 本人の権利強化⑤

### オプトアウト規制強化

これまで、オプトアウトが認められていなかったのは、要配慮個人情報のみ。それ以外は、オプトアウトでの第三者提供が可能。

改正法により、以下の個人データについても、オプトアウトによる第三者提供を禁止（27条2項）

- i 偽りその他不正な手段により取得した個人データ（20条1項）
- ii 他の事業者からオプトアウトにより提供された個人データ（名簿業者対策）

※学術研究機関等が学術研究の成果を公表・教授するためやむを得ないとき、学術研究目的で個人データを提供する必要があるとき、第三者が学術研究機関等であって学術研究目的で個人データを扱う必要があるときには、そもそも本人の同意なく個人データの第三者提供が可能（27条1項5号～7号）。したがって、研究者・研究機関が、あえてオプトアウト制度を利用する必要性は乏しい。

## 7 事業者の責務①

### 漏えい等の報告・通知義務化

これまでは、個人データの漏えい等が発生した場合でも、個人情報保護委員会への報告や本人への通知は義務付けられていなかった。

改正法により、個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたとき（以下の i～iv）は、個人情報保護委員会への報告（26条1項）、本人への通知（26条2項）が法律上義務付けられた。

- i 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ii 不正利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合
- iii 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- iv 個人データに係る本人の数が1000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとるときは、本人への通知は不要。



## 8 事業者の責務②

### 不適正利用の禁止

改正法により、「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」（19条）とする規定が新設。

「違法又は不当な行為」とは、個人情報保護法その他の法令に違反する行為のみならず、直ちに違法とはいえないものの、法令などの制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為を指す（ガイドライン（通則編））。

#### （背景）

官報に掲載される破産者情報を取得することは適法であったが、これを集約・データベース化して「破産者マップ」としてインターネット上で公開する事案が発生。このようなケースは、直ちに違法とまではいえないが、個人の権利利益の保護という観点から見ると、不適正・不適切な利用であることは明らか。そこで、このような利用を防止するべく、本規定を新設。

## 9 データの利活用①

### 仮名加工情報の創設・義務の緩和

仮名加工情報とは・・・個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり、個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することにより、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報  
(2条5項)

通常の個人情報、個人データ及び保有個人データと異なり、利用目的の変更の制限（17条2項）、漏えい等の場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知義務（26条）、保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等への対応等（32条～39条）の規定が適用されない（41条9項）というメリットあり。

（参考）「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの（2条6項）。

## 10 データの利活用②

<仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いに関する主な規律の差異（概要）（※1）>

	仮名加工情報（※2）	匿名加工情報（※3）
加工に関する規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第 31 条に定める加工基準に従った加工（法第 41 条第 1 項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第 34 条に定める加工基準に従った加工（法第 43 条第 1 項）</li> </ul>
安全管理に関する規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除情報等の安全管理措置（法第 41 条第 2 項）</li> <li>仮名加工情報の安全管理措置（法第 23 条、第 42 条第 3 項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工方法等情報の安全管理措置（法第 43 条第 2 項）</li> <li>匿名加工情報の安全管理措置（努力義務）（法第 43 条第 6 項、第 46 条）</li> </ul>
作成時の公表に関する規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的の公表（法第 41 条第 4 項）</li> </ul> <p>※利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的について公表義務あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表（法第 43 条第 3 項）</li> </ul>
提供に関する規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者提供の原則禁止（法第 41 条第 6 項、第 42 条第 1 項・第 2 項）</li> </ul> <p>※法令に基づく場合又は委託、事業承継若しくは共同利用による例外あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人同意なく第三者提供可能</li> <li>提供時に、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法の公表、並びに匿名加工情報である旨の提供先に対する明示（法第 43 条第 4 項、第 44 条）</li> </ul>
利用に関する規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>識別行為の禁止（法第 41 条第 7 項、第 42 条第 3 項）</li> <li>本人への連絡等の禁止（法第 41 条第 8 項、第 42 条第 3 項）</li> <li>利用目的の制限（法第 41 条第 3 項）</li> </ul> <p>※利用目的の変更は可能（法第 41 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的達成時の消去（努力義務）（法第 41 条第 5 項）</li> <li>苦情処理（努力義務）（法第 40 条、第 42 条第 3 項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>識別行為の禁止（法第 43 条第 5 項、第 45 条）</li> <li>苦情処理（努力義務）（法第 43 条第 6 項、第 46 条）</li> </ul>

（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」50頁より抜粋）

## 11 データの利活用③

### 個人関連情報の第三者提供の規制

個人関連情報とは・・・生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（2条7項）。

Cookie 等の端末識別子を通じて収集された個人のウェブサイトの閲覧履歴、メールアドレスに結び付いた個人の年齢・性別・家族構成等、ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴、ある個人の位置情報 など（ガイドライン（通則編））。

事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、原則として、あらかじめその個人関連情報についての本人の同意が得られていることを確認しないで、その個人関連情報を提供することはできない（31条1項）。

※学術研究機関等が学術研究の成果を公表・教授するためやむを得ないとき、学術研究目的で個人データを提供する必要があるとき、第三者が学術研究機関等であって学術研究目的で個人データを取り扱う必要があるとき（27条1項5号～7号）は、31条1項の適用除外。したがって、研究者・研究機関においては、27条1項5号から7号までのケースであれば、個人関連情報であっても本人の同意が得られているか確認することなく提供可能。

## 12 ペナルティ強化

### 法定刑の引き上げ・法人重科

表1 改正前後の法定刑の比較

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	<b>1年以下</b>	30万円以下	<b>100万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>

(個人情報保護委員会ウェブページ「令和2年改正個人情報保護法について」より抜粋)

## 13 法の域外適用・越境移転

### 外国事業者への適用

これまで、個人情報保護委員会等の当局が域外適用の対象となる外国の事業者に行使できる権限は、指導、助言、勧告のような強制力を伴わない権限にとどまっていた。

改正法により、外国にあっても、我が国の個人情報保護法が適用されることになり（171条）、外国の事業者に対しても個人情報保護委員会からの報告徴収・命令が可能。

### 外国への第三者提供の際の情報提供

外国にある第三者への個人データの提供時に、本人の同意を得ることに加えて、改正法により、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実のための制度が新設（28条2項、規則17条2項）。以下の情報を提供する必要あり。

- i 当該外国の名称
- ii 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- iii 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

※28条1項では、27条1項各号の場合を除くとされており、学術研究機関等が学術研究の成果を公表・教授するためやむを得ないとき、学術研究目的で個人データを提供する必要があるとき、第三者が学術研究機関等であって学術研究目的で個人データを取り扱う必要があるとき（27条1項5号～7号）は、本人の同意不要であり、本人に対し情報を提供する必要もなし。